

改正法の施行に係る個人情報保護制度の見直しに向けた政令指定都市の状況について

(令和4年8月31日現在※)

条例規定事項		京都市	札幌市	さいたま市	横浜市	名古屋市	神戸市	
委任規定	開示等請求における手数料（法第89条第2項）	手数料は徴収せず、実費（コピー代等）を徴収						
	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）	政令で定める額 【21,000円＋職員人件費（3,950円／時間）＋委託費（加工処理費用）】						
許容規定	「条例要配慮個人情報」の内容（法第60条第5項）	追加しない						
	個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）	法定の個人情報ファイル簿に加えて 個人情報の保有状況を記載した帳簿の作成・公表 （本市は個人情報を取扱う事務単位で作成する一覧を作成・公表）					追加しない	
	開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）	追加しない						
	開示請求等の手続き（法第107条第2項及び第108条）	開示決定等の期限	請求日から14日以内に開示			請求日から30日以内に開示	請求日から14日以内に開示	請求日から15日以内に開示
		訂正請求に係る開示請求の前置	採用する				採用しない	採用する
個人情報の適正な取扱いを確保するための専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問（法第129条）	特に必要であると認めるとき実施（報告含む）							
独自規定	本人外収集の制限		—		努力義務		—	
	要配慮個人情報の収集制限		—		努力義務		—	
	目的外利用・提供時の制限	利用目的・提供先を公表	—					
	個人情報管理責任者の設置	設置	—	設置	—			
	漏えい等への対応	原則として本人へ通知	— （個人の権利利益を害するおそれ大きいときは本人へ通知）					
行政機関等匿名加工情報提供制度の募集提案状況	審議会へ報告	—		審議会へ報告	公表	—		

※ 令和4年8月31日現在、審議会の答申やパブリック・コメント等において、方針を公開している政令市のみを掲載。

委任規定、許容規定、独自規定の類型については、裏面を参照。

【参考】「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」74 ページ

国のガイドラインでは、条例規定事項として、委任規定、許容規定、独自規定の3類型を定めている。

11 条例との関係

令和3年改正法は、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを目的としている。

こうした令和3年改正法の趣旨を踏まえて、法においては、条例で定めることが想定される次の事項について、委任規定が設けられている。**委任規定**

- ・ 開示等請求における手数料（法第89条第2項）
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）

また、条例による独自の保護措置に関する規定である法第60条第5項（条例要配慮個人情報）を含む次の規定において、一定の事項について条例で定めることが許容されている。**許容規定**

- ・ 「条例要配慮個人情報」の内容（同項）
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）
- ・ 開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）
- ・ 開示請求等の手続（法第107条第2項及び第108条）
- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問（法第129条）

一方、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。

ただし、単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられる。**独自規定**

また、法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を委員会が一元的に担うこととした令和3年改正法の趣旨に照らし、許容されない。